安平町地域ブランド化推進事業支援補助金について

安平町地域ブランド化推進事業支援補助金とは、地場産品を素材にした商品開発や道の駅での商 品化に向けた取り組みを支援する制度です。

申請方法 所定の申請書、計画書を作成の上、下記に提出してください。

※様式は町ホームページを参照またはお問い合わせください。

申請期間 5月31日 金まで

決定方法 6月中に開催される審査会での審査を経て、補助の可否を決定します。

提出先・問合せ 商工観光課商工観光労働グループ ☎ 29 7083

	地域特産品開発事業	道の駅新規商品開発事業
対象事業	①地域資源を活用した新規商品開発 ・新たな産品の開発や商品化に関する事業 ・すでにある商品のレベルアップ、付加価値向上 に関する事業 ・生産技術の開発、新技術取得のための調査研究 ・町の知名度向上や特産品の宣伝普及事業	②道の駅での販売を主たる目的とした新規 商品開発 ・道の駅への納品に確実性がある商品開発 ・当町または道の駅の独自性を有し、特産品 として定着することが期待される商品開発
対象者	・町内に住所を有する個人 ・町内に事業所などを有する法人または団体	道内に本店、営業所、事務所等を有する法人 および安平町商工会に加盟する町内事業主
補助額	対象事業経費の10/10以内(上限30万円、下限5万円) ※ふるさと納税の返礼品用に開発し、登録された場合については、上限額を50万円とする。 ※販路拡大を目的としたイベント出店費、旅費、販売員経費の補助は、事業費全体の40%まで。	対象事業経費の1/2以内(上限50万円)
対象	原材料費 開発に直接利用する原材料費 用具購入費 開発に直接利用する用具の購入費 試験分析費 開発に伴う専門機関の分析費 謝礼 専門家の指導、助言への謝礼 旅費 専門家招聘や研修のための旅費 ラベル製作費 商品ラベル、パッケージの製作費 広告宣伝費 商品の開発や既存特産品の改良に伴うパンフレット製作費 販路開拓費 販路開拓費 販路拡大を目的としたイベント出店費、旅費、販売店員経費。ただし事業費全体の40%が上限。※販路開拓のみの事業は対象外。	原材料費 開発に直接利用する原材料費 試験分析費 開発に伴う専門機関の分析費 謝礼 専門家の指導、助言への謝礼 旅費 専門家招聘や研修のための旅費 ラベル製作費 商品ラベル、パッケージの製作費 ※PR経費、イベント出店費、パンフレット製作費、用具購入に関する経費は対象外。